資料３-２

**公費負担関係書類**

榛東村選挙管理委員会

＜Ｆ　各契約届出書関係＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 文　　　　　　書　　　　　　名 | 根拠条文 |
| Ｆ１ | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 | 条例第３条各号 関係 |
| Ｆ２ | 選挙運動用ビラ作成契約届出書 | 条例第７条 関係 |
| Ｆ３ | 選挙運動用ポスター作成契約届出書 | 条例第10条 関係 |

＜Ｇ　確認申請関係＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 文　　　　　　書　　　　　　名 | 根拠条文 |
| Ｇ１ | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書 | 条例第４条２号イ 関係 |
| Ｇ２ | 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 | 条例第８条 関係 |
| Ｇ３ | 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 | 条例第11条 関係 |
| Ｇ４ | 選挙運動用自動車燃料代確認書  ※申請後にお渡しする書類です。  ※作成の必要はありません。 | 条例第４条２号イ 関係 |
| Ｇ５ | 選挙運動用ビラ作成枚数確認書  ※申請後にお渡しする書類です。  ※作成の必要はありません。 | 条例第８条 関係 |
| Ｇ６ | 選挙運動用ポスター作成枚数確認書  ※申請後にお渡しする書類です。  ※作成の必要はありません。 | 条例第11条 関係 |

＜Ｈ　使用証明書関係＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 文　　　　　　書　　　　　　名 | 根拠条文 |
| Ｈ１ | 選挙運動用自動車の使用の証明書(自動車) | 条例第４条 関係 |
| Ｈ２ | 選挙運動用自動車の使用の証明書(燃料) | 条例第４条 関係 |
| Ｈ３ | 選挙運動用自動車の使用の証明書(運転手) | 条例第４条 関係 |
| Ｈ４ | 選挙運動用ビラ作成証明書 | 条例第８条 関係 |
| Ｈ５ | 選挙運動用ポスター作成証明書 | 条例第11条 関係 |

＜Ｉ　請求書関係＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 文　　　　　　書　　　　　　名 | 根拠条文 |
| Ｉ１ | 請求書(選挙運動用自動車の使用) | 条例第４条 関係 |
| Ｉ１－１ | 請求明細書(選挙運動用自動車) | 条例第４条 関係 |
| Ｉ１－２ | 請求明細書(燃料代) | 条例第４条 関係 |
| Ｉ１－３ | 請求明細書(運転手) | 条例第４条 関係 |
| Ｉ２ | 請求書(選挙運動用ビラの作成) | 条例第８条 関係 |
| Ｉ２－１ | 請求明細書（選挙運動用ビラ） | 条例第８条 |
| Ｉ３ | 請求書(選挙運動用ポスターの作成) | 条例第11条 |
| Ｉ３－１ | 請求明細書（選挙運動用ポスター） | 条令第11条 |

＜契約書【参考】＞

Ｆ１

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年　　月　　日

　榛東村選挙管理委員会委員長 様

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

　次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　　約　　内　　容 | | 備考 |
| 運送契約期間 | 運送契約額 |
| 年　 月　 日 |  |  | 円 |  |
|  |  |  |  |  |

２　１に掲げる場合以外の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  区分 | 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　約　内　容 | | 備　考 |
| 借入期間等 | 契約金額 |
| 自動車の  借 入 れ | 年 月 日 |  |  | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 燃 料 代 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 運 転 手  雇　　用 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考

　１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

　２　２の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。

　３　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

　４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

Ｆ２

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年　　月　　日

榛東村選挙管理委員会委員長 様

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

　次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　　約　　内　　容 | | 備考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
| 年　 月　 日 |  | 枚 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |

備考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

Ｆ３

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年　　月　　日

榛東村選挙管理委員会委員長 様

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　　約　　内　　容 | | 備考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
| 年　 月　 日 |  | 枚 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |

備考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

Ｇ１

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年　　月　　日

榛東村選挙管理委員会委員長 様

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

次の選挙運動用自動車燃料代につき、榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　　　　　年　　月　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

４　確認申請金額　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 購入金額 | 左のうち確認済み  又は確認申請金額 |
| 前回までの累積金額(a) | 円 | 円 |
| 今回の購入金額(b) | 円 | 円 |
| 燃料代計(a)＋(b) | 円 | 円 |
| 備　　　考 |  |  |

備考

　１　この申請書は、燃料供給業者ごと別々に候補者から榛東村選挙管理委員会に提出してくださ

い。

　２　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受け

るためのものです。

　３　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書

に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　４　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してくださ

い。

５　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

Ｇ２

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年　　月　　日

榛東村選挙管理委員会委員長 様

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

　次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙

運動の公費負担に関する条例第８条の規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　　　　　年　　月　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名

３　確認申請枚数　　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 作成枚数 | 左のうち確認済み  又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数(a) | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数(b) | 枚 | 枚 |
| 枚数計(a)＋(b) | 枚 | 枚 |
| 備　　　考 |  |  |

備考

　１　この申請書は、ビラ作成業者ごと別々に候補者から榛東村選挙管理委員会に提出してくださ

い。

　２　この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受ける

ためのものです。

　３　「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載して

ください。

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

Ｇ３

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年　　月　　日

榛東村選挙管理委員会委員長 様

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

　次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における

選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　　　　　年　　月　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名

３　確認申請枚数　　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 作成枚数 | 左のうち確認済み  又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数(a) | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数(b) | 枚 | 枚 |
| 枚数計(a)＋(b) | 枚 | 枚 |
| 備　　　考 |  |  |

備考

　１　この申請書は、ポスター作成業者ごと別々に候補者から榛東村選挙管理委員会に提出してく

ださい。

　２　この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受

けるためのものです。

　３　「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載

してください。

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

Ｇ４

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号第　　号

年　　月　　日

榛東村選挙管理委員会

委員長

　榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第

２号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める範囲内のもので

あることを確認する。

１　令和７年４月１３日執行　榛東村議会議員選挙

２　候補者氏名

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

４　確認金額　　　　　　　円

備考

　１　この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

　２　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動

車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の

請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られていま

す。

　３　この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給事業者は、

榛東村に支払を請求することができません。

Ｇ５

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号第　　号

年　　月　　日

榛東村選挙管理委員会

委員長

　榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の

規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める範囲内のものであることを

確認する。

１　令和７年４月１３日執行　榛東村議会議員選挙

２　候補者氏名

３　確認枚数　　　　　　　枚

備考

　１　この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提

出してください。

　２　この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ

作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

　３　この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、ビラ作成業者は、榛

東村に支払を請求することができません。

Ｇ６

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号第　　号

年　　月　　日

榛東村選挙管理委員会

委員長

　榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条

の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める範囲内のものである

ことを確認する。

１　令和７年４月１３日執行　榛東村議会議員選挙

２　候補者氏名

３　確認枚数　　　　　　　枚

備考

　１　この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成

業者に提出してください。

　２　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用

ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

　３　この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、ポスター作成業者は、

榛東村に支払を請求することができません。

Ｈ１

選挙運動用自動車の使用の証明書（自動車）

年　　月　　日

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  (該当する方の番号に○印をしてください。） | | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | | | ２ | 左に掲げる場合以外の場合 | |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名 | | | |  | | | | |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | 運送等年月日 | | | | 運送等金額 | | | 備考 |
|  | 年　月　日 | | | | 円 | | |  |
|  |  | | | |  | | |
|  |  | | | |  | | |
|  |  | | | |  | | |
|  |  | | | |  | | |

備考

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送

事業者等に提出してください。

　２　運送事業者等が榛東村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、榛

東村に支払を請求することはできません。

　４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

　　(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

　　(2)　(1)以外の場合　16,100円

　５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の１)

とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の２とのいずれもが締結された場合には、公費負担

の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約

のみについて記載してください。

　６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により

２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定

する１台に限られていますので、その指定した１台のみについて記載してください。

　７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運

動用自動車以外の選挙運動用自動車については、榛東村に支払を請求することができません。

Ｈ２

選挙運動用自動車の使用の証明書（燃料）

年　　月　　日

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

　次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | |  | | | |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |

備考

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油

伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のう

ち自動車登録規則第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のう

ち道路運送車両法施行規則第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規

定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給

業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給

業者に提出してください。

　２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出

書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」

欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　４　燃料供給業者が榛東村に支払を請求できるときは、この証明書、確認書及び給油伝票の写し

を請求書に添付してください。

　５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、榛

東村に支払を請求することはできません。

　６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までで

す。

Ｈ３

選挙運動用自動車の使用の証明書（運転手）

年　　月　　日

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

　次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手の氏名及び住所 | 住所 | |
| 氏名 | |
| 雇用年月日 | 報酬の額 | 備　考 |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出

してください。

　２　運転手が榛東村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、榛東村に支

払を請求することはできません。

　４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。

　５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の

対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについ

て記載してください。

　６　候補者の指定した運転手以外の運転手は、榛東村に支払を請求することはできません。

Ｈ４

選挙運動用ビラ作成証明書

年　　月　　日

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

　次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作　成　枚　数 | 枚 |
| 作　成　金　額 | 円 |
| 備　　　　　考 |  |

備考

　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ

作成業者に提出してください。

　２　ビラ作成業者が榛東村に支払を請求するときは、この証明書及び確認書を請求書に添付して

ください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、榛東

村に支払を請求することはできません。

　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の

限度額は次のとおりです。

　　(1)作成枚数　村長5,000枚、村議会議員1,600枚

　　(2)限 度 額　７円73銭(単価)×(1)の枚数＝限度額

　　　※作成枚数及び限度額(単価)を超過した場合、それら超過部分については公費負担の対象と

なりません。

Ｈ５

選挙運動用ポスター作成証明書

年　　月　　日

令和７年４月１３日執行

榛東村議会議員選挙

候補者氏名

　次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作　成　枚　数 | 枚 |
| 作　成　金　額 | 円 |
| 榛東村における  ポスター掲示場数 |  |

備考

　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から

ポスター作成業者に提出してください。

　２　ポスター作成業者が榛東村に支払を請求するときは、この証明書及び確認書を請求書に添

付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、

榛東村に支払を請求することはできません。

　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の

限度額は次のとおりです。

　　(1)作成枚数　ポスター掲示場数

　　(2)限 度 額

　　　　541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスタ

ー掲示場の数で除して得た金額(単価)(1円未満端数切り上げ）×(1)の枚数＝限度額

　　　※作成枚数及び限度額(単価)を超過した場合、それら超過部分については公費負担の対象と

なりません。

Ｉ１

請　　　求　　　書

（選挙運動用自動車の使用）

年　　月　　日

　榛東村長　様

住所（所在地）

氏名（名称）

（法人にあっては、代表者氏名も記入する）

　榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　１　請　求　金　額　　　　　　　　円

　２　内　　　　　訳　別紙請求内訳書のとおり

　３　選　　挙　　名　令和７年４月１３日執行　　榛東村議会議員選挙

　４　候補者の氏名

　５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 口座種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

　１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求の場合には、こ

のほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選

挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第７号)第13条第

１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則

(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に

規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供

給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写し）とともに選挙の期日後速や

かに提出してください。

　２　候補者が供託物を没収された場合には、榛東村に支払を請求することはできません。

　３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用

自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

Ｉ１－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　候補者氏名

（１）請求明細書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額（ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備考　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してく

ださい。

（２）請求明細書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合）

　ア　自動車の貸出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額（ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×　台  ＝　　　　　　　円 | 円×　台＝  円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備考

１　「使用年月日」欄及び「運送金額」欄は、借入期間ではなく、選挙運動期間のみに

係るものが公費負担対象となりますので、当該期間のみの額等を記載してください。

　２　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してく

ださい。

Ｉ１－２

候補者氏名

　イ　燃料代

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売  年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 販売金額  （ア） | 基準限度額  （イ） | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 |  | 円×　　㍑  ＝　　　　　円 |  |  |  |
| 年　月　日 |  | 円×　　㍑  ＝　　　　　円 |
| 年　月　日 |  | 円×　　㍑  ＝　　　　　円 |
| 年　月　日 |  | 円×　　㍑  ＝　　　　　円 |
| 年　月　日 |  | 円×　　㍑  ＝　　　　　円 |
| 計 |  | 円 | 円 | 円 |  |

備考

１　「請求金額」欄には、（ア）の計欄又は（イ）の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載

してください。

　２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出

書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び（ア）欄は、

燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。ただし、公費負担の対象となるのは、選挙運

動期間のみとなりますので、当該期間に燃料供給を受けたものを記載してください。

Ｉ１－３

候補者氏名

　ウ　運転手

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用年月日 | 報酬（ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備考　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

Ｉ２

請　　　求　　　書

（選挙運動用ビラの作成）

年　　月　　日

　榛東村長　様

住所（所在地）

氏名（名称）

（法人にあっては、代表者氏名も記入する）

　榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　１　請　求　金　額　　　　　　　　円

　２　内　　　　　訳　別紙請求内訳書のとおり

　３　選　　挙　　名　令和７年４月１３日執行　　榛東村議会議員選挙

　４　候補者の氏名

　５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 口座種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成

証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　２　候補者が供託物を没収された場合には、榛東村に支払を請求することはできません。

　３　この請求書には、作成したビラの見本１枚（２種類の場合には各１枚）を添付してください。

Ｉ２－１

候補者氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
| 単価  Ａ | 枚数  Ｂ | 金額  Ａ×Ｂ | 単価  Ｃ | 枚数  Ｄ | 金額  Ｃ×Ｄ | 単価  Ｅ | 枚数  Ｆ | 金額  Ｅ×Ｆ |  |
| 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 備考  　１　Ｄ欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してくだ  さい。  　２　Ｅ欄には、Ａ欄とＣ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。  　３　Ｆ欄には、Ｂ欄とＤ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。 | | | | | | | | | |

Ｉ３

請　　　求　　　書

（選挙運動用ポスターの作成）

年　　月　　日

　榛東村長　様

住所（所在地）

氏名（名称）

（法人にあっては、代表者氏名も記入する）

　榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　１　請　求　金　額　　　　　　　　円

　２　内　　　　　訳　別紙請求内訳書のとおり

　３　選　　挙　　名　令和７年４月１３日執行　　榛東村議会議員選挙

　４　候補者の氏名

　５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 口座種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポス

ター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　２　候補者が供託物を没収された場合には、榛東村に支払を請求することはできません。

Ｉ３－１

候補者氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ポスター掲示場数 | | | | | |  | | | |
| 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
| 単価  Ａ | 枚数  Ｂ | 金額  Ａ×Ｂ | 単価  Ｃ | 枚数  Ｄ | 金額  Ｃ×Ｄ | 単価  Ｅ | 枚数  Ｆ | 金額  Ｅ×Ｆ |  |
| 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 備考  １ 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポ  スター掲示場数を記載してください。  　２　Ｄ欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してくだ  さい。  　３　Ｅ欄には、Ａ欄とＣ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。  　４　Ｆ欄には、Ｂ欄とＤ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。  　５　Ｅ×Ｆの欄に１円未満の端数が生じた場合は、その端数は１円としてください。 | | | | | | | | | |

契約書【参考】

運　送　契　約　書

　榛東村議会議員選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台　　数　　　台

４　使用期間　　令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日まで　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　円（内訳　　日　　　　　　　円×　　日間）

６　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における

選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、榛東村に対し請求するものとし、甲はこれに必要

な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、榛東村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や

かに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当したときは、乙は榛東村に

は請求できない。

７　その他

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　　榛東村議会議員選挙

　　　　　　候補者氏名

　　　　　　住　所

　　　乙　　住　所

　　　　　　名　称

　　　　　　代表者

車　両　賃　貸　借　契　約

　榛東村議会議員選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための車両の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台　　数　　　台

４　使用期間　　令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日まで　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　円（内訳　　日　　　　　　　円×　　日間）

６　使用上の義務

　　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を

負う。

７　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における

選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、榛東村に対し請求するものとし、甲はこれに必要

な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、榛東村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や

かに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当したときは、乙は榛東村に

は請求できない。

８　その他

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　　榛東村議会議員選挙

　　　　　　候補者氏名

　　　　　　住　所

　　　乙　　住　所

　　　　　　名　称

　　　　　　代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　榛東村議会議員選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日まで　　日間

２　供給場所

　　所 在 地

　　名　　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金　　額　　　　　　　　　　円（消費税込）

　　　内　訳　単価１㍑当たり　　　　円×　　　㍑＝　　　　　　円

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における

選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、榛東村に対し請求するものとし、甲はこれに必要

な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、榛東村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や

かに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当したときは、乙は榛東村に

は請求できない。

６　その他

令和　　年　　月　　日

　　　甲　　榛東村議会議員選挙

　　　　　　候補者氏名

　　　　　　住　所

　　　乙　　住　所

　　　　　　名　称

　　　　　　代表者

自　動　車　運　転　契　約　書

　榛東村議会議員選挙候補者　　　　　（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日まで　　　日間

　　　　　　　　　　原則として毎日　午前　　時　　分から　午後　　時　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　円）

３　運転する車両の登録番号

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選

挙運動の公費負担に関する条例に基づき、榛東村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手

続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、榛東村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか

に支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当したときは、乙は榛東村には

請求できない。

５　その他

令和　　年　　月　　日

　　　甲　　榛東村議会議員選挙

　　　　　　候補者氏名

　　　　　　住　所

　　　乙　　住　所

　　　　　　名　称

　　　　　　代表者

選挙運動用ビラ作成契約書

　榛東村議会議員選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第142条に定めるビラ

２　数　　量　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　円　（単価　　　円　　　銭）

４　納入期限　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選

挙運動の公費負担に関する条例に基づき、榛東村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手

続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、榛東村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか

に支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当したときは、乙は榛東村には

請求できない。

６　その他

令和　　年　　月　　日

　　　甲　　榛東村議会議員選挙

　　　　　　候補者氏名

　　　　　　住　所

　　　乙　　住　所

　　　　　　名　称

　　　　　　代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

　榛東村議会議員選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第143条に定めるポスター

２　数　　量　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　円　（単価　　　円　　　銭）

４　納入期限　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選

挙運動の公費負担に関する条例に基づき、榛東村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手

続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、榛東村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか

に支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当したときは、乙は榛東村には

請求できない。

６　その他

令和　　年　　月　　日

　　　甲　　榛東村議会議員選挙

　　　　　　候補者氏名

　　　　　　住　所

　　　乙　　住　所

　　　　　　名　称

　　　　　　代表者